鹿屋市一般住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令　和　8　年　9　月　30　日

鹿屋市長　鈴原　拓男

鹿屋市条例第　22　号

令　和　8　年　9　月　30　日　議　決

議案第49号

鹿屋市一般住宅条例の一部改正について

鹿屋市一般住宅条例の一部を次のように改正する。

令和８年９月４日提出

鹿屋市長　　郷　原　拓　男

鹿屋市一般住宅条例の一部を改正する条例

鹿屋市一般住宅条例（平成18年鹿屋市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表中「

平南高陽台団地	鹿屋市輝北町下百引4089番地２	木造平家建	２戸	平成４年度	24,000
平南高陽台団地	鹿屋市輝北町下百引4089番地２	木造平家建	３戸	平成４年度	29,000

」を「

平南高陽台団地	鹿屋市輝北町下百引4089番地２	木造平家建	１戸	平成４年度	
平南高陽台団地	鹿屋市輝北町下百引4089番地２	木造平家建	２戸	平成４年度	

」

24,000	
29,000	

に改める。

」

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平南高陽台団地の一部を現入居者に譲渡するため一般住宅の用途を廃止したいので、本案を提出するものである。